

[海外技術研修員]

1 目的

開発途上国から研修員を受け入れ、養成するとともに、研修員との交流による県民の国際理解の増進等を図り、国際協力および地域の活性化に寄与することを目的とする。

2 実績

昭和55年度の事業開始以来、令和5年度までに222名（28カ国）を受入れ。

3 制度概要

- ・研修員資格：相手国の国民又は住民であって、次の要件を備えた者
相手国の発展に寄与する分野の職種に従事している者
18歳以上40歳未満で、高等学校卒業以上の学力を有している者
技術研修を受けるに足る語学力（日本語又は英語）を有する者等
- ・研修期間：9カ月以内
- ・研修期間：県内の大学、専門的研究機関等

[宮崎県海外特派員]

1 趣旨

本県との関わりのある外国人を「宮崎海外特派員」に委嘱し、本県を積極的にPRしてもらうとともに、海外の情報や近況のレポート寄稿などを依頼する。

特派員からのレポートは、県庁ホームページに掲載し、県民の国際理解の増進を図る。

2 制度概要

(1) 委嘱対象者

- ・外国青年招致事業で招致したCIR（国際交流員）及びALT（外国語指導助手）
- ・県費留学生
- ・海外技術研修員等

(2) 特派員の役割

- ・国内外における本県の紹介
- ・本県が必要とする情報の提供等

(3) 特派員の任期

- ・原則として1年とするが、本人からの申し出がない限り継続する。

3 宮崎海外特派員委嘱者数（令和6年3月現在）

432名（JETプログラム修了者、県費留学生、海外技術研修員）